



答 申 書

令和3年11月11日

郡山市上下水道事業経営審議会

令和3年11月11日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市上下水道事業経営審議会
会 長 中 野 和 典

上下水道事業のあり方について（答申）

令和2年4月21日付け2郡上下経第69号で諮問がありましたこのことについて、
別紙のとおり答申します。

上下水道事業のあり方について

本審議会は、令和2年4月21日に上下水道事業のあり方について諮問を受け、書面やウェブ会議を併用するなど、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を取り入れながら、都合11回にわたり慎重に審議を行った。

郡山市の上下水道事業をとりまく経営環境は、人口減少等に伴う水需要の減少で減収が見込まれる中、老朽化する施設等の更新需要の増加や頻発する自然災害への対応などに多大な費用が必要となるなど厳しさを増している。

水道事業については、令和元年度に豊田浄水場の撤去事業完了に伴い収益的支出が減少したことから、令和2年度決算では約18億円の純利益を確保している。上下水道ビジョン第3次財政計画によると、今後4年間とも10億円程度の純利益が確保される見通しである。上水道普及率は96.3%となっている。

下水道事業については、令和元年度の流域下水道精算還付金で収益的収入が増加したことから、令和2年度決算では約2億2千万円の純利益を確保している。汚水処理人口普及率90.7%の内、公共下水道普及率は74.0%、接続率は94.2%となっている。

農業集落排水事業については、令和2年度決算では、前年度の繰越利益剰余金約1千5百万円と相殺する純損失を計上している。普及率は3.7%、接続率は73.4%となっている。

水道は、安全で安心な水を人々に届け、下水道は、汚れた水をきれいにして自然に戻すとともに、雨水を流す、貯める働きをし、水循環の基盤インフラとして大切な役割を担っている。この市民生活に欠くことのできないライフラインである上下水道のサービスを、安定的に継続し次世代につないでいくためには、安易に使用者に負担を求めることのないよう配慮するとともに、バックキャストの視点に立ち徹底した経営の効率化を図ることが求められる。

また、郡山市が目指す、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくり実現のため、国連で採択された目標「SDGs」や「セーフコミュニティ活動」の推進、郡山市及び近隣市町村で構成する「こおりやま広域連携中枢都市圏」の連携推進も不可欠である。

本審議会では、諮問事項について検討と審議を重ね、次のような結論に達したものである。郡山市においては、答申の内容を踏まえた上下水道事業の経営に努めることを期待する。

1. 水道料金及び下水道使用料等の算定について

水道料金及び下水道使用料等の算定については、PDCAサイクル等により

毎年度見直しを行っている上下水道ビジョン実施計画・財政計画により、将来にわたる収支バランスの確認を行った。

新型コロナウイルス感染症の影響が見通せない状況を鑑み、将来的に安定した事業運営の継続に向け、社会情勢を的確に判断した柔軟な対応が必要である。

水道料金については、水道事業にかかる経費を料金により回収する総括原価方式で算定するが、その中の「資産維持費（施設更新に必要な財源）」を算出する「資産維持率」について、日本水道協会の料金算定要領では3%程度の資産維持率の確保が必要とされている。それを採用（料金増額）すると10年後の積立金は200億円近くなり、過大な積立になる可能性があるのに対し、郡山市の現行料金の資産維持率0.94%で算定した今後4年間の収支予測では、積立金が約15億円減少するが、その後は現在と同程度まで回復すると見込まれていることから、水道料金は据え置きとすることが適当である。

なお今後の算定においても、標準的に必要とされる「資産維持率」3%を念頭に、毎年度策定する財政計画の数値に基づき検討することが望ましい。

下水道使用料については、算定期間である4年間の収支予測では、一般会計からの繰入金で充当することで収支バランスを確保している状況である。また、公共下水道の経費回収率は、98%程度で今後も推移するとの予測から、安定した経営が確保されていると判断できる。さらに、平成26年総務省発出「公営企業の経営に当たっての留意事項について」では、地方財政措置については、最低限行うべき経営努力としてひと月20立方メートル使用料で3,000円を前提とされているところ、郡山市では3,066円である。

これらを踏まえると、下水道使用料は据え置きとすることが適当である。

なお、下水道使用料の基本使用料については、郡山市ではひと月あたり10立方メートルまで1,306円としているが、令和2年国土交通省通知で、定額とする基本水量制は、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から解消していくことが望ましいとされていることから、下水道使用料の改定の際に合わせて基本水量制の解消を検討すること。

また、下水道使用料の資産維持費については、国の制度上一般会計からの繰り入れがある場合には計上が難しいことから、今後の国の制度変更等に応じて検討することが望ましい。

農業集落排水施設使用料については、これまでと同様に下水道使用料に準ずることが適当である。

下水道事業受益者負担金等については、今回の算定金額が現在の受益者負担金額を若干上回っているが、これまでの負担者との公平を期す必要性から据え置くことが適当である。

更に、水道料金及び下水道使用料の区画制（段階制）についても審議を行ったが、水道料金では大口使用者と小口使用者との差が小さくなる2区画を、下水道使用料では差が大きくなる7区画を現在採用している。市民の立場から区画は共通の方が分かり易いという面や、下水道使用料の区画を減らすことで住民と企業の負担割合が平準化され収入が安定するといった考え方もあるが、区画制については、料金改定の際に合わせて検討することが望ましい。

本審議会では、水道料金、下水道使用料等の算定期間を合わせるため、下水道使用料等を1年間据え置きとした令和元年度の措置を踏まえ、料金等の審議を行った。昨年の審議では、新型コロナウイルス感染症の影響等を考慮し、水道料金及び下水道使用料等を1年間据え置き、審議を継続する中間答申を行い、今回の答申をまとめた。

社会情勢や市民生活に与える影響を考慮し、次期審議会では、料金等の算定については任期の2年間を通し審議すべきである。

2. 上下水道局資産の活用について

これからの上下水道事業経営は、人口減少等による収益の減少で厳しさが増していくことが予想され、安定した事業経営を進める上で遊休資産の活用は重要な課題である。旧豊田浄水場跡地については、令和元年度で施設撤去が完了しており、一部を民間企業に貸し出している。旧豊田貯水池の活用については郡山市で検討しているが、活用方針が確定するまでは、引き続き一時貸付などの暫定的な利用による料金外収入の確保に努めること。

また、下水道管理センターについては、遊休施設の解体撤去が計画的に進められているが、解体後の速やかな利活用を図るため、引き続き検討を進めること。

更に、上下水道局が保有する資産全般について、有効活用、施設の集約及び処分などの最適化を推進すること。

3. その他諸課題について

(1) 水道事業、下水道事業経営戦略について

郡山市では、中長期的な視点から上下水道事業の徹底した効率化等による経営基盤の強化に取り組むための指針として経営戦略を策定している。下水道事業は平成29年度から、水道事業は令和元年度から運用しているが、下水道事業経営戦略については、使用料収入予測の見直しや最新の事業計画に基づく事業費などを反映し、令和3年3月に改定が行われた。

今後も実効性のある経営戦略とするため、計画と実績との乖離を把握し、必要に応じ見直しを行うこと。

なお、現在の下水道事業では地方債の償還期間を30年で運用しているが、建設改良費等にかかる公営企業債においては最長40年の運用ができるため、最近の低金利を踏まえ減価償却期間に見合った償還期間についても検討すること。

(2) 施設の更新について

10月3日に和歌山市の紀の川にかかる送水用の水管橋が崩落し約6万世帯が断水した。現在、郡山市においても基幹管路における単独の水道管(水管橋)15か所を管理していることから、平成27年度に策定した「水管橋及び添架管長寿命化計画」に基づき点検の強化、修繕を推進すること。

水道管路については、平成29年度に策定した「郡山市水道施設更新・長寿命化計画」に基づき計画的に更新を進めているが、ICT・IoT、AIを活用した健全度の新たな予測手法等を積極的に取り入れ、効率的・効果的な更新に努めること。

給水開始から50年が経過している堀口浄水場については、上下水道ビジョン実施計画で施設の耐震化を含む更新の方向性が示されたことから、安全・安心な水の安定供給のため、計画に基づいた確実な対策を実施すること。

(3) 内水対策について

地球温暖化の影響で、台風等による豪雨災害が頻発化、激甚化している。令和元年東日本台風の甚大な浸水被害を受けて、排水樋門の遠隔監視操作化と雨水ポンプ場等の耐水化の事業が、上下水道ビジョン実施計画に計上された。これらは、浸水被害の軽減に必要不可欠な事業であることから、確実に実施すること。

また、森林や田んぼ等の「集水域」と「河川区域」そして、「氾濫域」も一つの流域として捉え、その流域の関係者全員が協働で行う「流域治水」の対策について「自助、共助、公助」の考え方にに基づき引き続き取り組むこと。

(4) お客様サービスの向上について

郡山市では、DX(デジタルトランスフォーメーション)活用の一環として、無線通信により水道使用量等を検針することができるスマートメーターの実証実験を行っている。水道スマートメーターの採用により、漏水の早期検知や見守りなどお客様サービスが向上するほか、検針員の削減などのコスト削減効果も見込めることから広域連携も視野に入れ、実証実験の結果を踏まえ速やかな導入に努めること。

また、「SDGs」の「誰一人取り残さない」の理念に基づき、デジタル化に慣れていない方に配慮しながら、ICT・IoTを活用したキャッシュレス決済や、インターネットを利用した各種手続き(カウンターレス)を推進し、更なるお客様サービスの向上と経営の効率化に努めること。

郡山市上下水道事業経営審議会委員

(任期：令和2年4月10日～令和4年4月9日)

会 長	中野 和典
副会長	小林 裕子
委 員	安部 洋子
委 員	伊藤 江梨
委 員	伊藤 清正
委 員	太田 善雄
委 員	大波 久夫
委 員	齋藤 勉
委 員	竹谷 金浩
委 員	玉野井 晃
委 員	平川 真理子
委 員	松葉 俊哉
委 員	満田 仁一